

高群逸枝覚え書(二)

— その母系制研究を中心として —

古 庄 ゆき子

はじめに

改めて言うまでもないことだが、日本文学研究に新しい光、視点を与えてきたのは、隣接諸科学の力であった。その導入される毎に日本文学は新しい読み方、享受の仕方、を獲得して来た。対象を蘇生させて来たと言ってもよい。異なった領域の学問を持ち込む手続きの困難さから来る危険をはらみ、冒しながら、なおそれは、日本文学を既知の姿・形・色あいから脱出させ、より新しく豊かな姿でわれわれの前に照し出す光であった。

例えば、古代文学における歴史学・神話学・文化人類学・考古学・社会学・民俗学・言語学・国語学・文学理論・評論等々の果してきた一果している一役割を考えてみればよい。これらを除外して今日の古代文学研究の諸成果を言うことは困難である。

『母系制の研究』(一九三八年刊)『招婿婚の研究』(一九五三年刊)等々の仕事を通じて、一貫して日本女性史の解明をつづけて来た高群逸枝の名もその様な意味で記憶されるべきであろう。

彼女は母系制の考察に当って、古代諸民族における神話伝説を材

料としたバツハオーフェンとも、現代未開族を材料としたモルガン、マクレナンとも異つて精緻な古代・中世文献解読の結果、古代系譜の多祖現象に着眼、これを「鍵」として、やがて母系学説を樹立することになるのである。(この鍵の発見を彼女はニュートンのリンゴ、キュリー夫人におけるアンリ・ベックレルのウラン線についての報告に比してさえている。彼女の自負とよろこびを思うべきである。それを単に思い上りと解すべきではない。アカデミックな学会が捨ててかえりみない女性史を、在野の、しかも女性自身によつて、構想しえた、自負とよろこびであったのだ。『母系制の研究』を脱稿した日の日記に、「はじめて一つの山を越えたのだ。それはまた日本の学問が母系制研究においてははじめて一つの山を越えたこととなる」と書く。これが彼女の研究する姿勢であった)彼女は日本の各時代にわたる婚姻関係を網羅的に採集し、ここから母系制の解明の道を求めた。彼女は「小右記」から「言継卿記」いたる六〇〇年間の尅大な日記を主資料に記紀・風土記・万葉・伊勢から増鏡等一連の文学作品を副とし、あわせて生活上にみられる遺制に

関する諸報告を利用、それらにおける婚姻関係を明らかにすることによって、「招婿婚」と呼ばれる婚制を析出、これを「原始共同体（同系氏族共同体）ないし、その原理を残存した氏族崩壊過程に照応する婚姻形態」として位置づけ、室町期以後を「嫁取婚」（夫方に同居—家父長家族に伴う婚姻形態—）と規定するのに対応させた。つまり彼女はこれら後世の文献解説によって母系制社会を複元しようとしたのである。

これは長い間の家父長的家族制度を体質化させ、日本固有の自然状態と考へ（考へさせられ）て来たものにとつて、価値の全き転換を意味した。そのことにおいて危険な思想でもあった。主著の一つ「母系制の研究」が刊行されても必ずしも歓迎されなかつたのは、現行家族制度（母系制の研究）の刊行は一九三八年（S13）であつた。いうまでもなく帝国憲法下であり、家父長制家族制度による旧民法支配下であつた）との抵触という問題があつたからに外ならぬ。

もつともこうした考へ方が彼女の独想でなく、各領域における先行の研究が既にあつた。

モルガン『古代社会』（一九二四年（T1—3年）邦訳）エンゲルス『家族・私有財産及び国家の起源』（一九二七年（S2）邦訳）の訳書もそれぞれ出版されていたし、その説によつて立つ渡辺義通氏の『日本母系時代の研究』（一九三二年刊）も世に問われていた。又、彼女自身「聞知しなかつたらしい」が彼女のもつとも大きな功績ともいふべき系譜研究についても「公平にみて獨創性という点では、むしろ松岡氏の研究こそ、大きな意義をもつものといわねばな

らない」と評されている。先行に松岡静雄の仕事があつたわけであらう。

その外、古琉球における女系相続の実例、そこにおける女治、日本とのつながりを例証することによつて母系社会を立証した佐喜真興英著『女人政治考』は、早く大正末年に出版されていたし、柳田氏をはじめとする民俗学者の『罽入考』、『日本婚姻史』等々の業績、法制史の立場からする滝川政次郎、中川善之助、穂積重遠氏らは、それぞれの領域の中で母系制に言及していた。これらは彼女に少なからぬ影響を与えた。古代系譜研究の上では栗田寛『新撰姓氏録考証』はもちろん、太田亮氏の『姓氏家系辞書』もあつた。

彼女の仕事の意義は母系制・招婿婚の研究を女性史の問題として、体系的にその中心に見据えていったところにある。そのことによつて日本の女性史を、学問的でなく、政治的には「反動の役割しかもつていない」「いわゆる女訓的な列女伝式のものか、興味本位の恋愛逸話のようなもの」から真に実証的な、普遍性、法則性を持つ社会科学としての歴史学の一分野に飛躍的に高めたことにある。しかも女性自身の手によつてである。彼女のことばに従せば、それは「女性被圧迫の歴史を筋みちをたてて科学的に立証する」婦人解放およびその運動の推進力となる女性史¹⁰を築いたということになる。

日本文学にとつてそれは古代文学を作り出した人々の生活—社会の人間関係—婚姻、家族関係の展開過程が明らかにされたことであつた。古代の社会とそこに住む人々の生活様式をわれわれの住む社会に似せて考えるか、逆に全く牧歌的に理想郷的に描くかが、多くの国文学者の古代社会に対する受けとり方であつた。彼女の—彼女

らの一研究はそれをまさに古代社会の原野に立たせないではおかないもの一つなのである。事実彼女の主題とした「母系制」の解明によって、「古事記」、「万葉」、「源氏」等々の読みが歴史の原野に立つてよみ広げ、深められて来た。又、文学においてすぐれて創造性を發揮した日本古代女性の創造力の秘密の解明には欠かせない力となったとも云える。

もっとも「母系制」の問題は完結した定説となっていないわけでもない。

世界的にみてもモルガン・エンゲルスの説に反対側からする論難攻撃だけでなく、これを継承する側からも、彼ら以後の調査研究の龐大な積み重ねの上で批判・訂正がくり返し行なわれているようである。彼女の説についても同様で、自下係争中の感がある。いづれ多くの批判・訂正が行なわれていくに違いないし、現に行なわれているが、彼女の提起した問題、文献の読みから実証した多くの基本的データは否定されるものではない。

注1 高群逸枝全集収「火の国の女の日記」(以下日記と略称)

第三部五三「母系制の研究」(P 271)

注2 全集収。「恋愛創生」収「女性史研究の立場から」(P 222)

注3 「日記」五三「母系制の研究」による(P 274)と、特高の

訪問をうけたり、警察署に呼び出されたり、(夫出頭)出

版社を通じて警告されたり、出版直前に数条の「特達」(

例えば「皇室の恋愛にふれてはならない」等が入っている

)が通告されている。なお「母系制の研究」は徳富蘇峰の

序文がある。同郷の後進のためにという立場から書かれているが、高群にとってはこの著を難なく世に送り出すよいかくれ養となった様である。つとに「変節」的言動の多かつたかつての平民主義者蘇峰は、やがて言論報国会文学報国会の会長となる。

注4 洞富雄「日本母権制社会の成立」第四章「母系制・母系的

族外婚」(P 287)

注5 松岡静雄「我上代の母系氏族制」(「中央史壇第一・二巻

第六章収)

注6 柳田国男著

注7 中山太郎著

注8 滝川氏「日本法制史」(S 3)

中川氏「身分法学」(S 5)

穂穂氏「親族法」(S 8)

穂穂、中川氏による「家族制度全集」(S 12)等

注9 「日記」第三部四七「スタート」(P 245)

注10 「日記」四七「スタート」(P 246)

注11 G・トムソン著「ギリシャ古代社会の研究」上、第二章親族

の名称、五「集団婚」。洞富雄氏の前掲書、第一章「母系

および母権の概念と母権の経済的基礎」がよく整理された

ものであるように考える。

注12 管見によると、前掲洞富雄氏によってその成果と欠陥が明

女性史研究の出発点

誰にも、どのような研究にも、その対象を対象として選びとり、自覚的に浮び上がらせるに到るには、研究者と対象との間に対話、あるいは競合、緊張関係といったもの、研究者がその対象に到り着き、その姿を究明しようとするに到った内的必然性というものがあろう。もちろんそれがいつの場合にも明らかに意識されているとは限るまい。むしろそのつながりはしばしば偶然を媒介としており、混沌とした形で意識の下に深くねむっている場合の方が多いかも知れない。流動的で雑多な日常を持つ一人の人間がその流れをおし止め、整理し、現実にかかわる眼、現実を押し返す力を獲得しようとする所に研究なるものの原初的姿があると私は考えるのだが、もしこの考え方が許されるならば、ある一人の人間がある対象を対象として浮び上らせて来た時には、いまだ混沌としたものであつても、それらを包摂する問題を問いつめることを自らに課し、その窓を通して現実にかかわろうとする方向性が、その人の中に芽ばえていると言つてよからう。

もっとも自己の似姿を対象にさぐり出し、そのことによつて自己慰安を求め、自己の存在証明を作り出し、対象によつて自己が裏切られ否定されていくという危険を最初から放棄しているような場合は論外に置かねばなるまい。この種の研究というものも世には多く行なわれている。しかしこの場合においてさえも自己の似姿を何によつて発見するか(自己逃避の場をどこに求めるかといつてもよい)には客観的には深い必然性があると言えらるだろう。だがここでとりあげる高群逸枝はそのような研究とは縁のない人であつた。

『母系制の研究』、『招婿婚の研究』、『大日本女性史』等をはじめとする日本女性史の研究を生涯の仕事とした高群逸枝の場合、その主題をどのように自己の課題として浮び上がらせていったのであろうか。

この辺の事情について考えるには、彼女の自伝日記『火の国の女の日記』が有力な資料となる。

この自伝日記は多年懸案のものであつたのを彼女の晩年、一九六三年(S三八八)五月(彼女はその翌年一九六四年、七〇才で没した)『日本婿婚史』出版後の八月八日(本格的には九月五日)以後翌年一月一八日に到る間に第二部まで仕上げ、第三部以後は、彼女の没後、夫橋本憲三氏によつて完成されたというものである。

したがって日記と言つても事成つた今に立つて過去を意味づけずるといふ形が全体の基調となつており、所々に事実そのものによつて語らせている部分、当時の記述がそのまま挿入されるという記述方法をとつている。そして竹西寛子氏が言われるように、後者の部分に「しばしばリアリティーに富んだ感動的な情景が展開されている」^{注1}といつたもので、現実から課題をとり出す目はむしろ記述する今の高群のそれであるといつた欠点を含む。更に又、橋本氏が付記で言われるように「彼女はその生涯をかけておよそ接した何人たるを問わず、これらにすべて善言と讚美のみをささげて自ら傷ついても個人悪を見まいとした徹底した菩薩行の人だった」ことが日記を特色付けている。それらの点を考慮に入れながら、しかし他に依るべきものを持たないのでこれによつて考えていく以外にない。

そこにおいて彼女は女性史研究に到る道程を

私をはじめとてりかかったのは、日本母系制のことであつた。新憲法前までは「家族制度」は日本歴史のはじまりからあつたもので、世界にほころべき日本固有の制度だというのが一般に通つていた説であつた。

この観点から婦人の教育も阻まれ、参政権も与えられず、今からみると、初歩の民主主義婦人論が、家族制度破壊の名のもとに発売禁止になる状態だつた。だから右の通説を批判したり、学問研究の対象とすることは、国家的返逆とみなされたので、これも正面きつて研究に立ち合うものがなかつた。けれども、家族制度が昔からのもので古今不変のものといふなら、日本女性の運命は決定的で、その解放などはのぞめない。

私は早くからこれに疑問と憤りをもつていたので、私が女性史研究に入つたとき第一に選んだのは、前記のように日本「母系制の研究」だつたのである。もし母系制度、ひいては氏族制度の存在が実証されたら、家族制度固有説は根本からくつがえることになる。^{注2}

とのべている。

彼女は研究のための研究を志した人ではない。何よりもまず彼女を含めた日本の女性のおかれていた状況への批判、その否定をその決定的動機としていることが注目されるであろう。

日本の女性のおかれていた立場―帝国憲法下におけるそれは家長制家族制度によつて集中的に表現される。彼女の目もこの家族制度に向けられたのである。これが通説にいうように「日本固有」のものであるならば「日本女性の運命は決定的で、その解放など望め

ない」はずである。同時にもしそうでないならば、「家族制度固有説は根本からくつがえることになる」この「もしそうでないなら」という切実な仮説―そして願いが彼女をあつた「母系制の研究」以下の複雑で精緻さの要求される研究へかり立てた原動力であつた。

この国の家族制度固有説は第二次世界大戦という大きな犠牲を経てようやく到り得た日本国憲法、民法下の現在さえも、時あれば失地回復の動きを見せずには置かない程根深い力を持つてゐるものである。悪しきものにしてそれが死滅しきつてしまわない何らかの条件をこの国の歴史、社会、政治的風土が温存させているということであろう。まして帝国憲法、旧民法下でそれがいかに不変絶対のもの、恐らく日本人の体質とさえ映つたか、はじめから新憲法下に生れ育つた世代の想像を絶するものであるに違いない。

もっとも明治以来それへの疑問、批判、否定の論拠があげられて来てはいた。それは社会問題、婦人問題からのアプローチであり、又法学、社会学、歴史学、民俗学等々からのそれであつた。しかしこれらがつきつめれば現体制を根本からゆるがすものであつたために、自由に研究されるという性格のものではなかつた。^{注3}

しかし、にもかかわらずこれら諸領域からの研究が長足に進められるに到つたのは、いわゆる大正デモクラシーを経過し、大正末、昭和初年代の激化した政治・労働・婦人運動を背景に、海外の諸研究に触発された各領域の研究―とりわけ社会科学の飛躍的發展が考えられるであろう。

彼女の研究もこの期婦人運動の渦中をくぐり抜けてはじめてありえたといつてよいものであつた。(彼女は一時アナキスト系の婦人

運動家であった)

彼女は一九二二年(T11)夫とともに再上京、社会科学の学習をはじめた。アナキズムにひかれたのは、大逆事件に同郷から「無実」と思われる犠牲者たちを出したことを「遠い動因の一つ」としており、「近い契機の一つ」には、夫憲三氏が平凡社に就職、社長の下中氏の関係する教員組合啓明会の雑誌や出版物に「加勢して」いた関係から自然にアナ系の思想を持ち込んだという道筋をもつものであったが、もともと自我の解放と社会解放を重ね合わせて熱望する彼女は、その心情としてアナキズムに近い人であったと言えよう。「民衆哲学」によって生田長江に認められるに到ったのも、そこにおいて、自我の主張と社会解放の願いが重なり合った姿で白熱的に語られていたゆえではなからうか。彼女は長江に師事し、彼を「青踏」の指南役を仰いだ平塚らいてうと同じく、ニーチェの心酔者でもあった。もともと、これを彼女らの個性とのみ解するのは誤りであろう。明治から大正前期にかけての社会主義そのものが、大杉栄の称したように「社会的個人主義」として表われざるを得ない事情は、市民社会の未成熟な当時の日本の社会に存在した^{注5}というべきである。

ともかく彼女はその運動の中で後年の女性史研究の母体となった『恋愛創生』(一九二六年四月平凡社刊)をはじめ短篇小説集「黒い女」(一九三〇年一月解放社刊)を書き、一九三〇年一月には平塚らいてう等と無産婦人芸術家連盟を結成、機関誌「婦人戦線」を編集発行(一九三〇年三月〜三一年六月)、「女教員論」(一九二九年)、「家庭否定論」(一九三〇年)等々を書き、講演会で演説

をするという活動をしたのである。

しかし、やがて、活動の華かさ程には「クロボトキンも、バクーニンも、ブルードンも、リクリュも知らず」、「自分が何も根拠となる知識を持たず、空に論じていることに気付いた^{注6}」て以来、生涯通じて面会謝絶の看板を掲げて世田谷の森の研究所に籠るのである。それは婦人運動からの後退と解すべきではない。たしかにそこには「社会運動はロマンチズムではない^{注7}」という反省があった。その上で彼女の長所を生かして「女性被圧迫の歴史を筋みちをたてて科学的に立証する」をもって「かつ婦人解放およびその運動の推進力となる^{注8}」ことを図ろうとしたからに外ならない。面会謝絶という現実からの意識的隔離の方法を固守しながら、しかし彼女の解き明そうとしたのはきわめて現実的な日本の女性の解放の道の可能性を歴史的に、学術的に追求することにあつたのである。

彼女の女性史へ到りつく内的必然性はこの間の婦人運動への参加によつてもたらされたのである。

しかし、彼女がこの様な形で自分の課題を明確にしていくまでには、主題を茫漠と含みこんだ前史―幼年時からの生活の中に、さまざまな形で温められて来た―のあつたことを考慮に入れるべきである。

まず彼女は生活経験の中で当時現行の民法と異なる婚姻関係を幼少時よりまざまざと見て育っている。彼女の育った明治中・後期の、夜には屋根の上にも谷の向こうにもお化けが出る熊本の田舎ではまだ「集団婚の名残り」ともいふべき若者宿での「恋愛」や「男が女に通う妻問婚も、若い衆の男女関係としてはよく残っていた」し

山中太郎著「日本婚姻史」に見られるような、かつて若者組が村の婚姻を管理した名残りを示す樽入れの行事もあった。^{注9}既に近代社会に見合う開明的な青年団の編成が上から行なわれて来つつあった時代^{注10}で、この地方もその動きの中にあつたが、小学校長の父をはじめ彼女の周囲は村の古い風習に好意的であつたようである。少くとも彼女はそれを蛮風としてしりぞけるのでなく、素直にそれを見ていた。詩集「日月の上」^{注11}の中で

お祭りの夜には

若い男女の

自由恋愛がゆるされる

若い衆はくじ引きして

女をきめる

女はすなおにお化粧して

それを待っている

ともうたっている。

しかしそれだけではなかつた。自ら文字による知識への追求意欲が強かつたという彼女は、やがて生活の中での見聞を、歴史書を通して、古い日本の婚姻制度のあり方として、歴史的に理解することになるのである。その歴史書とは有賀長雄著「大日本歴史」であつた。有賀氏は諸外国法に通じた明治の法学者で、「社会学」・巻一、

『社会進化論』・巻二、「宗教進化論」(M16 一二月刊)・巻三、「族

制進化論」(M17 六月)等の著書を世に問うた。九才一〇才頃読んだこの本は彼女に「歴史のほんとうの意味を知らせた、記念すべき書物だつた」のである。私は、今、有賀氏の仕事について詳

しく知る所がないが、高群の日記によるとそれは「古代以下のこと
が実証的に——学問的に——そして未開からの発展として究明されてお
り、その究明にはいつでも読者の参加が求められるような、いわば
生きた歴史の把握の仕方が感じられ」るものであつたようである。
彼女はそれを通して、「民衆の成分、産業用器、婚姻制度を知つた
とき」、「これまでの狭い知識の山ひだの間から、突然広闊な地平
線がひらけるのを感じて、息をのむ思ひだつた」という。

特に婚姻制についての記述によつて彼女は自分の住む村に現存す
る古い婚を原始婚の遺俗として把握するに到つて「歴史の真実の究
明に深い興味を感じた」のだった。前近代的土俗的なものを切り捨て、
かけ足を近代化を目指す学校教育の中で、とりわけ士族出身の
教師などによつて村の古い習慣が「皇国に適さない奇風だとひんし
ゆくされていた」^{注12}当時の事情を考え合わせれば、彼女の驚きと興味
の深さを思いやることができるであらう。

前にも触れたが、彼女は文字によつて物を知り、確かめようとす
る知的追求力の強い子であつた。田舎言葉しか使えない子をいじめ
っ子から守るために、その子の使う田舎言葉が万葉集にあることを
指摘することによつて相手を黙らせたという思い出も日記にある。^{注13}

それは田舎言葉の故をもつて友だちにさげすまれ、いじめられて
いる子を救う急場の知恵、「火の国の女」の正義感の現われであつ
たのだが、単にそれだけではない。田舎言葉、都言葉といわれている
ものの起源は平等だといった理解を読書を通して知つていたとい
う強味が彼女にあつたからに外ならない。彼女は文字による知識に
絶対の信頼を置き、「学問が偏見を破る大きな武器であること」を

幼少時から身につけていた。一〇才の頃教師から福沢諭吉の『日本婦人論』を借りて読むことの出来たこの少女は、発禁になった平塚らいてうの「円窓より」や福沢諭吉の『女大学新論』を学校図書として買入れることを青年教師に許す小学校長の娘であった。その父は漢学の素養をもち、常に村の文化人たちがその下に集まり漢詩を談じ、俳諧を楽しんだ旧時代の田舎教養人であったが、そこには同時に新しい生き方、学問を志向し「明治のさかんな解放的な息吹き」を伝える青年教師も数多かつた。彼女の知的欲求力はこの様な中で育てられたものであつたらう。

この辺りについての日記の記述が専ら後年の回想によるもので、後年の目による整理が行き届きすぎているように思われるのだが、早熟で、読書家の、少々こなまいきでもある少女が、自分の読書の威力を持前の正義感とからめて発揮させ、習慣によつてしか考えず、自分の偏見、無智を疑わない村の子どもたちをやり込め、おどかしている図が見えなくもない。

彼女の少女期の、学問によつて現存の思考、習俗に挑戦しようとする姿は、明治開化期の知識人の健康さに似たものを思わせるものがある。

しかし彼女は明治中、末年に生れ、育つた人であった。開化が即ち大衆の幸福になると考えるにはあまりに疑わしい現実が目前にあつた。

彼女の中には都市、文明に対する憎悪と、田舎、自然に対する賛美が、支配者に対する憎悪と被支配者に対する愛情と重り合い、同居している。それは一八八九年生れ、彼女より八才年長の石川啄木の

近代に対する疑い、破壊されていく農村に対する愛情とそれをもたす文明に向ける怒りとあまりにも相似たものではないか。

例えば

明治維新後、都会と農村との、そうした意識的隔たり（「町人と百姓とは婚姻を許さず」とした徳川時代の法律「古庄」）は除かれた。だが、そうであればあるほど、本質的な隔たりが白日のもとにはつきりと暴露されて、都会に対する田舎のいわゆる「嫉妬」、いな正しき階級的自覚がよびおこされた。（中略）ブルジョアの学者たちは、都会がよくなれば田舎もよくなるという。そこで都会をさかんに合理化し近代化するのである。だが、そうすればするほどその費用は田舎から出るので、田舎はみじめな有様になる（「美人論」収都会否定論の一）。

かのアムール河岸のギリヤーク人の部落に
そのなつかしい姉妹たちの胸の中に
わたしは文化と文明をふるい落したい

わたしの言葉は都会の文法のために

はからずも原始性をうしなつてしまった

いやな憎い東京、わたしは東京を侮蔑する

わたしはそこにみなぎっているあらゆる風潮を憎む

（後略）

〔東京は熱病にかかっている〕第二節 黒の日本

自然の平和と清浄と美風とは、文明の侵入者の為に刻々荒され

て滅ぼされて行く。髻の生えた官人が来た、鉄道が布かれた、新聞紙が来た。そして無知と文明の中間にぶらつく所謂田舎三百なるものが生れた。かくて純朴なる村人は便利といふ怠惰の母を売りつけて懐中を肥す伶俐な人を見、煩鎖な法規の機械になり、良民の汗を絞って安楽に威張って暮らして行く官人を見、神から与えられた義務を尽さずにも生きる事のできる幾多の例証を見た。かくて、美しい心は死ぬ、清浄は腐れる、美風は荒される、遂に故郷は滅びる。学者といはれる人達は、これを社会の進歩だ、世界が日一日文明の域に近づくと云ふ。何といふ立派な進歩であらう。〔林中日記〕

を比較してみればよい。それは同音異曲といってよいものではないか。もつともこれは両者の比較などですますことのできない問題である。明治以後破壊の速度で行なわれて行く近代化の中で、その激流に取り残され、取り残されるということによって破壊させられて行く農村を守るうとする考え、行動は、一方で農本主義、行動右翼として社会の危機的状況に際して現われ、所謂近代なるものに対して黒い復讐をしないではいかなかった、近代日本の体質を問わねばならないだろう。高群にしる啄木にしる田舎と文明、都会を対置させ、後者を呪うことにおいて郷土主義的思考の中にいるといつてよい。ただ彼らが単に郷土主義者に止まり得ないのは、文明に階級社会の姿を見ていたからに外ならない。

高群は文明の武器たる学問をもつて、まさに文明のもたらした田舎言葉へのさげすみ、村の通い婚を蛮風とする考えに立ち向わねば

ならなかった。都会なるものへの反撥が田舎の習俗をそのものとして見ることを可能にした。しかもそれに固執するのでなく、それを歴史の中に位置づけたことよつて、彼女は単なる郷土主義者に墮さなかつたといえよう。

ともあれ、村の婚姻慣習を素直にながめられた彼女は、有賀氏の「大日本歴史」によつてその出生を学問的に知りえたのであった。更に図書館に入りびたつた女学生時代に多くの「国史や国文学」のなかにその例証をえた。後年の「招婿婚の研究」（一九五三年、S 28）、「日本婚姻史」（一九六三年・S 38）はこうした前史をもつて結実する。

現実生活から学問の課題を立ちのぼらせたのは、しかしこの点においてばかりではなかつた。もつと直接に体験から生み出されたものがある。

小学校長を父に持ち、自身代用教員をしたことのある高群は、当時の女教師の遇され方―「酒間のあつせんを強いられる」または男子教員と友達つき合いの出来にくい、また職場恋愛が困難なといった面をもつ―を日々の生活の中でしばしば見て来たところであつた。しかし彼女の心を動かしたのは単にその事実についてではなくそれらに決して従おうとせず、むしろきつぱりと自己主張を貫く姿勢をかえなかつた女教師の誰彼の姿であつた。それを強く脳裡にやきつけていたようである。

彼女は後年このことに触れながら、

「小著『日本女性社会史』に、終戦ごろまで、女教師が酒間のあつせんを他動的に強いられたことを悪習として指摘している

が、これなど井口先生（酒問のあつせんをことわった女教師—古庄）の教訓に負うところが多い^{注14}」

というのである。

その外彼女の小学校代用教員以前の四カ月にわたる女工生活も意味をもってくるものであつたらうし、「産児は社会全体によつて守られねばならず、それを阻害する条件はすべて排除されねばならぬ」という強い意欲を胎児の意志として感じた」という男児死産の体験も「母子保障社会の必然性を歴史的に実証しようとして女性史研究に入った」^{注15}動機であるに違いない。彼女はここから新母性主義を提唱することになる。

しかしこれらは当時の彼女にとってこのように明確に意識されたものではなかつたらう。実際はもっと未分化、混沌の課題としてあつたはずである。この日記の特質—特に幼少女期の部分—によつて過去がそういう形でとり出されることになっているにすぎない。

研究前史における彼女の女性史への志向には、一方に村の習俗に対する歴史的理論的解明を求める知的欲求と、一方に不当にいやしめられる不幸なものへの共感とそれを強いるものへの怒りがあるように思われる。不当にいやしめられるもの、不幸なものというのは近代化に取残される村の習俗であり、才能も教養（旧時代のものではあつたが）もありながら、田舎まわりの、平和ではあつたが恵まれない、小学校教師の子であつた彼女の、日々経験する家の内情、村人たちの生活であり、彼女自身がそうであつたように社会的保証のない母子の姿であつた。

彼女は「火の国の女の日記」の中でこういう。

祖母の死や従姉千代野の病氣への深刻な同情と痛み（彼女は胎内にいるとき墮胎の水銀葉のために不具となつた）、私の一族や私のぐるりの部落の人びとの上にもみられる貧困、憎しみ、怨み、犯罪、酒乱等々の悲惨事をみたりきいたりするとき、感受性のつよい幼い私の心は、釈迦や日蓮や親鸞に比せられる清い尼となつて、大乘的に人を救い、または小乗的にひとり行ひますます道に進み入りたいとねがわずにはいらなかった。（一五 魂の欲求）

また

正確にいうと、私が出熊する気になつたのは、直接的には恋愛観の動揺が原因だが、そればかりではない。世界ではこの年ロシア革命が成功し、日本も資本主義の全般的危機にひんし、米価の暴騰（一升一〇銭代から一躍六〇銭代）に伴う地主層や奸商の投機的買ひ占めや搾取のために、貧農は軒なみに飯米キキンにおちいり、妻子を女工や酌婦に前借で売り払うといったようないわゆる「女工哀史」の地獄絵巻がくりひろげられていった。私の周囲の農村でもこの経済の変動によつて日一日と苦境に追いこまれつつあり、子どもたちのなかには遠く三池や熊本の紡績、八代地方の製糸等へ売られていくものがすくなくなつた。

私自身も家の貧困に加えて、父の停年も近づいており、それを打開しようとして教員検定試験などもうけてみるが技術の教科に阻まれて失敗するし、つねに生活の面では追つ立てられるような気持ちでいた。（二八 永遠の誓いの問題）

ともいう。直接には一九二九年を中心とする世界恐慌下の農村の女性のみじめさが彼女を駆り立てた。

ところで彼女のあくことを知らぬ知的な欲求は彼女のことばでいえば「愛の欲求」、「自由の欲求」、「理想への欲求」と「多角的に焼えあがつて」^{注16}いくものであった。彼女を取巻く家・村の生活の物質的、精神的貧しさや暗さへの自覚も、経済的・物質的問題を基礎に据えて理解しない。婦人の解放の問題も経済的自立という考え方に行くよりも、より多く精神上の、又は現存の慣習からの自由の問題として追求する。昼食抜きの貧しい女学生であった彼女が、徹底した簡素主義を貫きながら、一方ではオルガンの賃借をして楽しんでたりという生活をするのである。ニーチェの「ツアラトウストラ」にひどく打たれたり、メーテルリンクの神秘的作品に魅せられる彼女は、典型的精神上の貴族であった。彼女が社会構造の基本に物質を置いて考えていくようになるのは、社会運動はロマンチズムではできないという反省に立つて女性史研究に入ってからであった。ここに到って彼女を導いた（もつとも社会運動家としての彼女はこれらの本に学んだというより、より多く氣質的・体験的なものであったが）クロボトキンやバクーニンやは、モルガン・エルゲルスにとって替わる。しかし彼女の氣質としては終生浪漫的であったといえよう。

彼女の女性史の中でも、きわめて精緻な論証と、浪漫的過ぎる母系制社会へのあこがれの共存として痕跡を止めている。その点から山川菊栄にそのセンチメンタル性を嘲笑されたらいてうに率いられる青踏社前期の理論・雰囲気・行動に近いものであったし、事実らいてうは高群の中に「ある面での自己の継承者を見たのであ

る。」^{注17}より大きくいえば現実には架け橋を持たなかった、足場のわるい、したがって心情的・観念的・個人的であった明治末々大正期の知識的婦人たちの解放運動の具体的姿がここにある。しかし彼女の浪漫性があつてこそ現存家族制度を否定し原始古代に女性のあるべき姿を発見することが可能になったのである。彼女が、古代への強烈なあこがれをもって幕藩体制を支える論理・倫理を脱して人間々を発見した本居宣長の「古事記伝」を研究の出発の座右にすえ、国学者の古代婚姻に関する仕事を継承しようとしたのも偶然ではない。

高群が女性史学樹立をはかった必然性について前記雑誌で竹西寛子氏は「火の国の女の日記」から①幼時の環境②有賀長雄著「大日本歴史」との出合い③女工生活④橋本憲三氏との出合い⑤死産の体験の五項をあげて、この五項が「互いにひびき合いながら彼女の心の深みに潜在することによって、原動力としての強さをもつことができたのだと思う。」といわれるが、私は何よりも彼女の中心課題であった旧憲法下の女性の地位についての批判、その全面的回復の願い、その実践的表現としての婦人運動への参加の問題が氏の論から抜け落ちて、脱政治的に女性史学への志向が語られる点に問題があると考えられる。それは竹西氏の好みではあつても高群の本質を語るものではない。

国家権力・現行家族制度を告発しながら、一方運動内部にアナ・ボルの激しい対立を含み持ったこの期の婦人運動は、彼女の幼時からの経験や考えをたたき込んで煮えたぎらせるルツボであった。竹西氏の挙げられる五点はそれぞれとして妥当であつても（私は、前

述の通り、この外に、田舎まわりの小学校教師の子であり、彼女自身代用教員であったことがあげられねばならないと思うが、これらが生きた課題となつて一点にきりきりと引きしぼられていく契機が見失われているのではあるまいか。

おわりに

以上は高群逸枝の女性史に到る道程の素描である。彼女を女性史家としてのみ扱えたのは、当国文学の隣接科学として彼女の業績を中心に考えているからである。彼女そのものの研究ということになれば①詩人としての②文明評論家としての③婦人運動家としての面を加わなければならないだろう。ただ今の私はそこを問題にしないだけである。

注1 「思想の科学」(67・2収) 「日記から見た人物論、

高群逸枝」

注2 「日記」第三部「スタート」(P 246)

注3 著名な事例だけをあげても、

①一八九四年(M 27) 日本基督教會、日本の家族制度の欠陥を批判した田村直臣(Japanese Bride) (92年米國で刊行)を、自國の恥を外國人に告げるものとして問題とし、田村の教職を剝奪。

②平民新聞掲載の「父母を蹴れ」山口孤劍筆が家族主義道徳を攻撃したものと起訴され、一九〇七年(M 40)に發行人石川三四郎禁固六か月、筆者山口は同三か月、新聞は發行禁止の判決が下された。

③一九一〇(M 43) 河田嗣郎著「婦人問題」が家族制度を破壊する恐れがあるとして、文部省より絶版を求められた。

④一九一一年(M 44) 京都帝大法科教授岡村司が岐阜県教育會總會における講演会で家族制度を批判したため、譴責された。

⑤一九一三年(T 2) 文部省、婦人雜誌に多載の「反良妻賢母主義的婦人論」の取締りを決定。これによって「青踏」2月号、「女學世界」5月号など発禁。(以上「近代日本總合年表」による。)

注4 「日記」第三部「路次裏末期」(P 236)

注5 「社會運動の發生と社會思想」隅谷三喜男著「日本歴史」

現代I (岩波書店刊) 収

注6 日記第二部「路次裏末期」にも収。「女性の歴史」二

注7 「日記」第三部四八「二人の對話と森の中の研究所」(P 241)

注8 「日記」第三部四七「スタート」(P 246)

注9 「日記」第一部一一「新村風物誌」(P 58)

注10 一九〇五(M 38) 12月27日、文部省普通學務局長、青年團の設置奨励および指導に關し地方長官へ通達。一九〇六年1月、文部省、地方青年団体の陋習脱皮、活動の近代社會への適合を勧告。(「近代日本總合年表」による。)

注11 「日月の上に」は後の「定本日月の上にと」多少の異動がある。筆者は「日月の上に」未見。ここに引用した部分「定本」と異なる。「日記」に「日月の上に」からとして

引用しているところを見ると「定本」になる時改めたものであろう。

注12 「日記」第一部一五「魂の欲求」2 (P72)

注13 「日記」第一部二「たけくらべ」(P61~62)

注14 「日記」第一部四「魂の欲求」(P70)

注15 「日記」第二部三九「亡児の意志」(P196)

注16 「日記」第一部一五「魂の欲求」2 (P74)

注17 「女性の歴史」二 (P745)